



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいませようお願い申し上げます。

## 投資に対する課税について考えて見ました。

### 1・利子所得の課税

普通預金・定期預金の利子に対しては、国税15%、地方税5%が課されます。これで申告も不要です。  
E X) 定期預金の利息が手取りで24,000円あれば6,000円(20%)が税金として天引きされています。

### 2・配当所得(上場株式)

配当金の税金 = 配当金 × 源泉徴収税率(所得税 + 住民税)  
源泉徴収税率は ~平成23年12月末まで10%(所得税7% 住民税3%)  
E X) 東京電力の株式を1,000株持っており、期末配当30円(1株あたり)の場合  $1,000 \times 30 \text{円} = 30,000 \text{円}$   
 $30,000 \text{円} \times 10\%$  が源泉徴収され、手取りは27,000円となります。

### 3・上場株式等の売却益

株式の売却益にかかる税金は、給与や不動産、株式の配当金などの所得と分離して、課税されます。まず、1年間(1月1日~12月31日)に売却した株式等の損益を合計します。その合計金額に、決められた税率をかけて、税金を計算します。そのことを申告分離課税といいます。その税金は、翌年の2月16日~3月15日までの間に、税務署に確定申告をして納めます。証券会社の特定口座で売却損益を計算してもらい納税を完結する源泉分離課税が一般的です。平成23年12月までに上場株式等を売却して利益を得た場合の税率は、10%と優遇されています。平成23年12月末まで10%(所得税7% 住民税3%)  
E X) トヨタ自動車の株式を2500円で1000株買いました、4000円になった時点で売却をしました。150万円の儲けが出ていますので、証券会社の手数料を引いた額の10%(14万円強)が税金になります。

### 4・投資信託の売却益

国内公社債投資信託から得られる収益分配金・解約差益・償還差益は利子所得として取り扱われ収益に対し20%の源泉分離課税となり確定申告は不要です。  
国内株式投資信託の収益のうち収益分配金・解約差益・償還差益は、株式の配当と同じ配当所得として扱われ、収益に対し10%(所得税7% 住民税3%)の税金が源泉徴収され確定申告は不要です。

### 5・金の売却益

#### 【譲渡所得】

サラリーマンなどが保有していた金を売却して利益が出たという場合は、原則として譲渡所得の扱いとなり、給料など他の所得と合算して総合課税の対象となります。ただし保有期間によって課税対象となる譲渡所得金額の算出方法は異なります。短期譲渡(保有期間5年以下)は課税対象となる譲渡所得金額 = 金の譲渡益 - 特別控除額50万円、長期譲渡(保有期間5年超)は課税対象となる譲渡所得 = (金の譲渡益 - 特別控除額50万円) × 1/2となります。

#### 【雑所得】

事業としては行っていないが個人が営利を目的に継続的に金の売買を行っている場合、売却益は雑所得の扱いとなり、総合課税の対象となります。

#### 【事業所得】

金の売買を事業として行っている場合、売却益は事業所得として扱われ、総合課税の対象となります。

### 6・外貨預金の為替差益 や 外国為替証拠金取引(FX)

外貨預金の為替差益は雑所得として総合課税の対象となりますので注意が必要です。外国為替証拠金取引(FX)は店頭取引と取引所取引(市場デリバティブ(金融商品取引所の開設する金融商品市場で行われる取引))とがありますが、いずれの取引になるかによって、次のとおり課税関係が異なります。

#### (1) 店頭取引の場合

一般的には、雑所得として総合課税の対象となりますので、課税総所得金額に応じた税率(超過累進税率)で課税されます。

#### (2) 取引所取引の場合

他の所得と区分し、「先物取引に係る雑所得等」として、所得税15%(地方税5%)の税率で課税され分離課税です。  
博打の胴元は国がやっています、ショバ代を取ったうえに騰がりの20%を持っていかれます。

**この低金利の時代、少しでも運用利回りのよいハイリターンを取りたいところですが...  
いつもうまくいくとは限りませんので、余裕資金でほどほどに...**